

第60回勉強会

高齢者の医療費負担が変わります

10月1日から老人保健法と国民健康保険法の一部が改正され、それぞれの対象年齢や自己負担限度額、患者負担割合などが変わりました。



今回は具体的な改正事項と神栖町独自制度(神福)との兼ね合いについてお話ししていただきます。

高齢者と関わる各サービス機関のみなさんも改正直後は利用者に質問されることも少なくないはずです。この機会にみんなで勉強しましょう。

白十字総合病院

事務次長

荻 和博氏

医事課

磯部 晃彦氏

老人保健法の改正点

外来、入院共にかかった費用の1割を支払います。(一定以上の所得者は2割負担)

また外来の月額上限額が廃止され、新たに受給者証の負担区分(1割または2割)の負担割合に応じて、窓口で支払います。

なお同月内に通院や入院をしたすべての病院の負担額が合算の対象になり、外来だけの場合は個人単位、入院がある場合は外来分も含めた世帯単位での合算となります。

老人保健で医療を受ける人の対象年齢が70歳以上から、5年間で段階的に75歳以上に引き上げられます。(一定の障害のある人は65歳以上)



国民健康保険法の改正点

3歳未満の乳幼児の一部負担金が現行の3割から2割に引き下げられます。

昭和7年10月1日以降に生まれた人が75歳になるまでは国民健康保険の対象となり、その一部負担金は1割(一定以上の所得者は2割)となります。

3歳~69歳の方はこれまでと同じ3割負担です。(退職者医療制度対象者は2割負担)病院などに支払う1か月の自己負担限度額が変わります。



平成14年10月11日(金)午後7時より神栖町保健・福社会館 2階 研修室にて

第59回勉強会

精神障害者デイサービスを考える

神栖町保健センターで実施する精神保健デイサービスでは精神保健福祉士を中心に利用者同士の話し合い、レクリエーション活動、創作活動、個別相談などを行う予定で準備を進めています。

今回はその実施に向けて、先行してデイサービスを実施している鹿嶋市保健センターの井関さん、精神科リハビリOTの小林さん、



実際に精神障害者のケースを持つ訪問看護の名雪さんから情報が得られました。その中で円滑な人間関係をつくるうえで参加者主体で集まることの大切さや週に一度くらいの実施が必要ということを知ることができました。



神栖町保健センター
松沢光枝 保健師

参加者33名